

議案第26号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、三朝町住民ネットワーク引込設備の設置不備により発生した積雪による屋根の損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田秀光

1 和解及び損害賠償の相手方

三朝町 個人

2 和解の要旨

町は、三朝町住民ネットワーク引込設備の設置に不備があったことを認め、損害賠償金154,245円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故の発見年月日

平成25年1月16日

(2) 事故の発生場所

東伯郡三朝町大字助谷

(3) 事故の状況

三朝町は、平成17年2月に住民ネットワーク構築のため個人宅に引込設備を設置した。しかし、取付位置に問題があったため、長年の積雪により当該設備が抜け落ちた。この際に設置個所である相手方所有の屋根の一部を損壊させた。